

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第124号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年1月28日 08時00分ごろ	
発生場所	和歌山県勝浦港 紀伊勝浦漁港突堤灯台から真方位351° 260m付近 (概位 北緯33° 37.6′ 東経135° 56.9′)	
事故等調査の経過	平成21年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第15 ^{すみた} 住田丸、19.82トン WK2-2751(漁船登録番号)、個人所有 B 漁船 ^{たつえい} 達栄丸、19トン KO2-6190(漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 機関長、六級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部凹損等 B 右舷船尾凹損	
事故等の経過	A船は、勝浦港の岸壁に係留していた。 B船は、船長ほか4人が乗り組み、勝浦港の岸壁を離岸しようとし、機関長が主機を始動してコントローラー操縦に切り換えたところ、クラッチが後進に入り、同操縦を解除しないで機関室の点検に赴いている間に、平成21年1月28日08時00分ごろ、B船の右舷船尾がA船の左舷船首部に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 無い、視界 良好 海象：うねり 無い、波高 無い	
その他の事項	B船船長は操船を機関長に任せていた。 B船機関長は、適法で有効な海技免状を有していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし B船が離岸作業中、主機をコントローラー操縦に切り換えた際、クラッチが後進に入り、岸壁に係留中のA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
原因	本事故は、勝浦港において、A船が岸壁に係留中、B船が同岸壁から離岸作業中、B船が主機をコントローラー操縦に切り換えた際、クラッチが後進に入ったため、A船に衝突したことにより発生したものと考えられる。	